災害時の避難所等口腔保健アセスメントの標準化について
第１報　避難所等歯科口腔保健アセスメント票の作成

○森谷俊樹[1)]，北原 稔[2)]，中久木康一[3)]，中條和子[4)]，秋野憲一[5)]，清田義和[6)]，河本幸子[7)]，安藤雄一[8)]，井下英二[9)]，川口陽子[10)]
1）岩手県保健福祉部，2）神奈川県厚木保健福祉事務所，3）東京医科歯科大学顎顔面外科学分野，4）神奈川県保健福祉局，5）北海道岩見沢保健所，6）新潟県福祉保健部，7）岡山市保健所，8）国立保健医療科学院地域保健システム研究分野，9）滋賀県甲賀健康福祉事務所，10）東京医科歯科大学健康推進歯学分野

索引用語：災害時，口腔保健，アセスメント票

【目的】

災害時に行政（地域によっては歯科医師会）には歯科保健医療活動のコーディネートが求められる。特に、歯科チームの派遣調整の際は、避難所等の公衆衛生歯科ニーズの把握が必要なことから、情報収集ツールとして「避難所等歯科口腔保健アセスメント票」を作成した。

【方法】

災害時の公衆衛生歯科機能を考えるワークショップ（以下「WS」と略す）を、行政、大学、歯科医師会等の公衆衛生活動の歯科従事者を対象に２回開催した（2013 年７月：盛岡、同年９月：横浜）。WS では、災害時の歯科保健医療活動における公衆衛生歯科機能の必要性等を報告し、参加者の認識の共有を図った上で、アセスメント票について世話人の案をもとに協議した。

【結果】

１回目の WS には 23 名が参加し、3 グループに分かれて、アセスメント票の内容を協議した。この際、東日本大震災津波の歯科保健医療活動で岩手県の先遣隊が利用した「避難所の口腔保健状況の調査票」の改変案をもとにアセスメント項目を検討したが、アセスメント票の作成には至らなかった。

２回目の WS には 18 名が参加し、世話人が前回の意見を踏まえて作成した案をもとに、全員でアセスメント票の内容を協議した。また、終了後に電子メール等による調整作業を行い、アセスメント票を作成した。

アセスメント票は、避難所名、避難者数、情報収集方法等の基本情報のほか、口腔保健に関わる項目を 1.特に口腔衛生に配慮が必要な対象者、2.口腔清掃等の環境、3.口腔清掃用具等の確保、4.「1」の者の口腔清掃状況、5.歯や口の訴え・異常、6.歯科保健医療の確保、7.その他の問題から構成し、A4 サイズ片面１枚に収めた。また、各項目には、詳細評価に加えて簡易評価の欄も設けた。

【結論】

災害時における歯科保健医療活動のコーディネートには、避難所等の公衆衛生歯科ニーズ

の把握が必要なことから、情報収集ツールとして「避難所等歯科口腔保健アセスメント票」を作成した。